平成２９年（フ）第２３３号
静岡県富士市川成島316番地の１　パセリット美土原202号
破産者　佐野　将仁
１　決定年月日　平成30年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第２５１号
静岡県富士宮市黒田286番地の９、開始決定時の住所静岡県富士宮市外神952番地の18
破産者　内藤　敏彦
１　決定年月日　平成30年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第１４１２号
愛知県弥富市鯏浦町上六123番地　大嶽弥富マンション312、従前の住所愛知県津島市神守町字中町92番地５
破産者　小原　弘則
１　決定年月日　平成30年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２０１３号
名古屋市東区白壁３丁目３番30号　ラ・モヴェール白壁・鈴木603号、従前の住所愛知県長久手市砂子1108番地２
破産者　キッチンファクトリーこと　南出　幸世
１　決定年月日　平成30年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２０９６号
名古屋市港区小賀須４丁目930番地
破産者　早川合成こと　早川斗紀也
１　決定年月日　平成30年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１６２号
名古屋市千種区今池４丁目１番21号　エランビタール今池503号
破産者　中村　由美
１　決定年月日　平成30年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１７５号
愛知県小牧市大字小牧原新田846番地１　エステートプラムＣ棟208号、従前の住所愛知県一宮市春明字東砂吹埋23番地　ＳＵＮＮＹ・ＨＩＬＬ・Ｂ105号
破産者　おおやまホルモン小牧岩崎店こと　岩崎　賢治
１　決定年月日　平成30年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２５０４号
大阪府枚方市牧野下島町３－17　コーポ牧野608、開始決定時大阪府枚方市上島東町８番16号
破産者　大久保良夫
１　決定年月日　平成30年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５２７５号
大阪府吹田市南正雀２丁目40番10号
破産者　面田　和子
１　決定年月日　平成30年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６１３号
神戸市東灘区深江本町３丁目３番21－1002号
破産者　冨山　　敏
１　決定年月日　平成30年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６号
神戸市中央区上筒井通６丁目２番31号　酒井マンション302、従前の住所兵庫県明石市魚住町清水2144番地　サーパス明石土山305号
破産者　ＣＲＯＷ　ｄｅｓｉｇｎこと　板野　裕治
１　決定年月日　平成30年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４６号
山口県大島郡周防大島町大字久賀10443－８、開始決定時の住所広島市安佐北区あさひが丘３丁目14番33号
破産者　菊池　信之
１　決定年月日　平成30年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９５２号
広島市安佐北区可部南３丁目17番９－104号
破産者　からだイキイキ・ハリきゅう整骨院こと　三山　　健
１　決定年月日　平成30年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３号
熊本県熊本市東区月出８丁目３番70号、開始決定時の住所福岡県大川市大字榎津70番地セジュールオリカンＡ棟102号
破産者　吉永　一宏
１　決定年月日　平成30年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２９年（フ）第１３９号
宮城県大崎市鳴子温泉字大畑110番地３、従前の住所宮城県大崎市鳴子温泉字上鳴子61番地11
破産者　猪野喜美男
１　決定年月日　平成30年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第２５号
宮城県牡鹿郡女川町女川浜字大原520番地運動公園住宅５－401号、前住所宮城県牡鹿郡女川町宮ケ崎字宮ケ崎５番地の６
破産者　柳沢　清孝
１　決定年月日　平成30年４月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係